

令和8年度 湖西市いじめ問題対策連絡協議会

令和8年6月25日（木）10時30分から
湖西市役所2階 市長公室

次 第

1. 開会
 2. 委員の変更、協議会の趣旨及び所掌事務の確認
 3. 委員自己紹介
 4. 会長及び副会長の選任
 5. 湖西市のいじめの現状といじめ防止対策について
 - ・湖西市教育委員会 学校教育課
 - ・鷺津小学校
 - ・岡崎中学校
 - ・湖西市こども未来部こども政策課（いじめ防止対策室）
 6. 各機関の取組と現状報告
 - ・湖西警察署 生活安全課長
 - ・西部児童相談所 相談判定課長
 - ・法務局浜松支局 総務課長
- 事前質問事項に対する回答
7. その他
 8. 閉 会

令和 8 年度 湖西市いじめ問題対策連絡協議会 (2026 (R8) . 6. 25) 会議の記録

関係者

【湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則第3条第2項の委員】

湖西市立鷺津小学校長	黒柳 孝江
湖西市立岡崎中学校長	藤井 英樹
静岡県西部児童相談所相談判定課長	松永千花子
静岡地方法務局浜松支局総務課長	鈴木 裕隆
静岡県警察湖西警察署生活安全課長	岩崎 隆二
湖西市教育委員会事務局学校教育課長	石田 隆
湖西市こども未来部長	木和田宏美

【事務局】（湖西市こども未来部 こども政策課）

課長兼いじめ防止対策室長	野口 修平
いじめ防止対策係 係長	山下 貴子
こども政策係 係長	吉田 真帆（欠）
いじめ防止対策係 主任主査	鈴木 祥浩
いじめ防止対策係 主任	野末明日香

【その他】（湖西市教育委員会 学校教育課）

学校教育係 主任主査 指導主事	鈴木 伊織
-----------------	-------

発言等の記録

次第	発言者	発言要旨
1 開会 (10:30)	こども政策課長 (野口)	＜開会のあいさつ＞ ＜配付資料の確認＞
2 委員の変更、 協議会の趣旨説明及び所掌事務の確認	こども政策課長 (野口)	＜委員の変更、協議会の趣旨及び所掌事務の確認＞ 名簿のとおり変更となったことを報告・確認 本協議会の所掌事務は、湖西市いじめ問題対策連絡協議会規則第2条に規定されているとおり、関係機関等の連携、その他いじめの防止等のための対策を推進するための必要な事項に関し、連絡調整及び協議を行うもので、関係機関相互の風通しを良くし、現場の対応が初動でつまずくことなく円滑に行われるようにするために、関係各機関の主要ポストにある方々に共通理解をしていただく会議であることを説明。
3 委員自己紹介	こども政策課長 (野口)	＜委員・事務局等自己紹介＞ (名簿順)
4 会長及び副会長の選任	こども政策課長 (野口)	＜会長・副会長の選任＞ (規則第5条第1項の規定により互選) 会長に湖西市こども未来部長の木和田宏美委員、副会長に湖西市教育委員会学校教育課長の石田 隆委員とする案を事務局案として提案。 (委員から異議なしの声) (承認され、提案のとおり決定。)
(確認事項)	会長 こども未来部長 (木和田委員)	＜会長挨拶＞ 本協議会の役割については、こども政策課長から説明があったとおり、個別の事案の協議を行う場ではなく、個人情報等を含んだ内容を話題とすることも想定していない。しかしながら情報共有をしていく中で特定の学校名や児童・生徒名などが推測されてしまう可能性もあるので、会議は公開では行わず、万一、そのような内容になってしまった場合には、その部分が外部に流出してしまわないような記録の調製処理を行った上で会議の記録として公表するものとする、及び記録作成のため、録音をさせていただくことを確認・了承。

次第	発言者	発言要旨
5 湖西市のいじめの現状といじめ防止対策について	会長 こども未来部長 (木和田委員) 鷺津小学校長 (黒柳委員)	「湖西市のいじめの現状といじめ防止対策」について、小中学校長、教育委員会、いじめ防止対策室から現状について説明・報告を求めた。 ＜小学校におけるいじめ対応の現状＞ ○市内6校全校で、いじめの防止等のための基本的な方針に則って対応。各校のホームページに掲載している。法・基本方針を参酌して作られている。 ○県教委の「いじめ防止に関するアンケート結果から見る現状と今後の対策」というリーフレットにあるチェックポイントを確認しながら対応を行っている。 ○各校の方針は、大きく分類すると、いじめの定義・いじめの理解・組織・いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態の対応に分けられた内容について理解している。 定義についてはどの学校でもしっかり基本方針に示され、どの子にもどこでも起こる可能性があるとして理解して、見て見ぬふりをする傍観者になってしまうことがないように、と共通理解をしている。 ○組織：各校にいじめ防止対策委員会を設置。定期的開催している。校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、学年主任の役職の者で構成しており必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家で臨時に開催されている。 ○いじめの未然防止：例えば道徳教育の充実、学級活動・児童会活動などの自主的活動の充実。本年度、県からSEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング：社会情動的スキル、自己理解、他者理解、心地良い人間関係、セルフマネジメントを学ぶプログラム）という人間関係づくりのプログラムが出され実施を始めた。複眼的・多面的・多角的な視点をもって指導を心掛けていき、職員の研修などをし、それらを年間指導計画の中に位置付けている。 ○いじめの早期発見・対応：健康観察ツールのデイクンやDアンケートによって実態把握をしている。校内では相談体制をしっかりと整備し、また、必要に応じて関係機関との連携強化も考えている。 ○重大事態（3つのケース）：生命や財産への重大な被害があった時、いじめが原因で相当期間の長期欠席があった時、児童や保護者から申し立てがあった時などが相当することを職員全体で理解し、調査後には児童や保護者に対しての情報提供が必要であることを確認している。 4・5月に、全職員に基本方針の重要な部分を声に出して読むことや、生徒指導主任が説明をして全職員が理解していこうとしている。

次第	発言者	発言要旨
	岡崎中学校長 (藤井委員)	＜中学校の取組＞ いじめ問題は最重要課題 ○1人の教職員が抱え込まず、学校として組織的にチームとしてあたることが大切である。 ○こどもたちの人権や命の尊厳が守られて、誰もが安心して明るく楽しく学校生活を送ることができるように、年度当初に全教職員でいじめ防止対策の基本方針を確認し毎年見直してホームページにも掲載している。 ○SNSなどによるネットいじめが多く深刻化しており、言葉の暴力やからかい、仲間外れといった精神的な攻撃などが後を絶たない状況。これらは、こどもたちの心を深く傷つけ、不登校や教室に入りづらくなることの引き金になっている。 ○学校の対応は、未然防止・早期発見・早期対応の3つを軸に対応 ➤未然防止としての心の耕しと魅力ある環境づくり ・道徳：いじめと向き合う題材で相手を思いやる行動や相手の立場に立って考える指導 ・学級活動：人間関係を円滑に営むために「ソーシャル・スキル・トレーニング」を導入して対人関係構築のスキルアップを図っている。 ・メディア講演会やいじめ防止の出前講座、人間関係を深めるためのグループワークなど、外部の専門講師を招いた講座の積極的な実施。 ・発達支持的生徒指導：あいさつ、温かい言葉かけ、励まし、称賛、ていねいな指導を重視して取り組み、こどもたち一人一人が自分の居場所があると感じられる学級・学年・集団づくりに努めている。 ➤早期発見 ・発見のためのアンテナの強化 毎日の健康観察、定期的なアンケートや日記などにより、こどもたちのSOSや小さな変化を見逃さない鋭い目と、いつでもどこでもどんな相談でも受け止める温かい耳を持つよう努めている。 ➤迅速な早期対応 ・いじめの兆候や相談があった場合にはすぐに組織的な対応に移行。 ・関係する教職員が連携し事実関係の確認を迅速に行い、依頼生徒の安全を最優先に確保して問題の長期化・深刻化を防ぐよう努める。 ・いじめ防止対策委員会では、事実確認と対応について話し合い、解決に向けて取り組んで継続的に見守るようにしている。学校が安全な場所であるように力を尽くしている。

次第	発言者	発言要旨
	教育委員会 学校教育課長 （石田委員）	<u>1 いじめの現状</u> ○いじめの認知件数は積極的に挙げ、小さな事でも見逃さないようにしているの で、認知件数は増加している ・小中共通：ひやかし・からかい・悪口が多い。 ・小学校低学年：人間関係の構築の未熟さから、「ひやかしやからかい」か ら入って行ってしまうことが多い。学年が進めば改善していくのではないか。 軽い暴力、嫌な事の強要、危険な事の強要もある。 ・中学校：ひやかしやからかいの次に多いのが、SNS上での誹謗中傷や嫌 な事の強要、危険な事の強要。 ○令和7年度は小学校・中学校ともに令和6年度とほぼ同数程度となった。 主な理由として、以下の2点が考えられる。 (1) 各校において、いじめの定義（※）に対する理解が浸透してきており、軽 微な喧嘩や児童生徒間トラブルも「いじめ」として認知し慎重に対応している ため。 ※「いじめの定義」 同じ学校に在籍しているなど、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童 生徒が、心身の苦痛を感じているもの。 (2) 令和6年度より「心とからだの健康観察システム」を開始し、「いじめDアン ケート」を実施している。児童生徒が教員に相談できる機会が増えたこと、運 用が2年目になったことから、教員が児童生徒の実態を把握することができて いるため。 <u>2 いじめの未然防止、早期発見、早期対応</u> (1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の周知 (2) いじめ対策推進協議会の実施 ・実施日 令和8年6月 令和9年1月 ・参加者 18名（各校の生徒指導主事・主任、PTA代表、青少年育 成センター長等）

次第	発言者	発言要旨
		(3) 教職員を対象にした研修会の実施 ①生徒指導研修会・実施日 令和8年8月4日(火) ・講師 静岡大学名誉教授(元静岡大学大学院教育学研究科教授) ・参加者 20名程度(各校の生徒指導主事・主任、希望する教職員) ②スクールロイヤーによる研修会・実施日未定(令和8年11月中旬予定) ・講師 湖西市スクールロイヤー ・参加者 20名程度 (4) 市スクールロイヤー活用事業の実施 ①学校・園が抱える生徒指導上の課題に関する法律相談 ②教職員向け「いじめに関する研修」※(3)②と同内容 ③児童生徒向け「いじめ未然防止のための授業」 実施校 新居中学校、白須賀中学校 ※2年間で、全中学校を実施(対象者:中学校1～3年生) (5) 生徒指導相談員の派遣 ・静岡大学名誉教授(元静岡大学大学院教育学研究科教授)に生徒指導相談員を委嘱。 ・生徒指導上の大きな問題が生じ専門的な知見からの助言が必要と判断。 (6) 児童生徒が安心して生活できる学校、学級づくり 人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開のため、発達支持的生徒指導に取り組む。 (例)あいさつ、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通じた個と集団への働き掛け (7) 「心とからだの健康観察システム」デイケンの実施 市長部局の「こども政策課」の方針のもと、健康観察機能と相談要請機能を活用し、児童生徒の実態把握、いじめの早期発見に努める。 (8) いじめに関するアンケートのデジタル化 「いじめDアンケート」を、令和7年度から本格実施。1人1台端末を活用して、いじめに関する生活アンケートを実施することで、回答内容を即時的に教職員で共有して早期対応し、いじめの重大化を防ぐ。

次第	発言者	発言要旨
	いじめ防止対策係 (係長 山下)	<いじめ防止対策室についての説明> いじめ防止対策室は、いじめ防止等のために必要な体制を整備し、必要な施策を総合的に実施する。 具体的には、「予防啓発」「早期発見支援」「相談介入支援」の3つを柱に、市長部局からのアプローチによるいじめ防止対策を実施している。 <u>①予防・啓発</u> 当室の役割として、いじめが起こらないようにする予防啓発が最も重要であると考えている。いじめ防止啓発出前講座は、「ゲミワ（ゲームフィクションワークショップ）」といって、カード等の教材を使ったゲームを楽しみながら、学びを深める学習プログラム。年齢制限はなく、1回1時間程度で大人でもゲームを通していじめについて学ぶことができる。いじめはこどもだけの問題ではなく、大人でも気づきや学びがある講座であり、職員や保護者向けにも実施している。いじめ防止リーダー育成は、ワークショップなどを通して、お子さんと接する地域の大人が、いじめについて理解し対処方法を知ること、地域全体でいじめを防止することを目的としている。どちらも年間を通して募集、実施をしている。 <u>②早期発見支援</u> 問題が深刻化する前に、早い段階でいじめやお子さんの様子の変化をキャッチできるよう、匿名での相談が可能な、対面、電話、メール、チャット、ネットや郵便による通報ポストなどの窓口を開設するとともに、市内全小中学校において、学校タブレットを使用した「心と体の健康観察ツール（ダイケン）」や「いじめデジタルアンケート」を実施している。 <u>③相談介入支援</u> 相談に対し、いじめ専門相談員資格をもつ職員が、中立・公平な立場で、学校や学校教育課ほか関係機関と連携し、児童等が安全・安心な状態を保持できるよう介入支援を行う。 相談窓口一覧と令和7年度の実施状況については資料参照。 今年度も、気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や広報をするとともに、出前講座等を通して、いじめ防止対策室について知っていただく機会を増やしたいと思っている。

次第	発言者	発言要旨
6 関係機関の取組と現状報告	湖西警察署 生活安全課長 (岩崎委員)	警察としては文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、学校と連携して取り組んでいるところ。特に対象児童生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、積極的に警察も介入して14歳以上の加害生徒であれば犯罪少年として扱うことになるし、14歳未満であっても触法少年（刑法などの刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）として捜査をして通告する場合もある。 学校での事も学校外での事も潜在化しやすく警察が認知しにくい部分があるので、学校と連携して対象児童生徒の命が奪われるようなことが絶対に無いように警察としても連携して取り組んでいきたい。 県下では警察OBのスクールサポーターが配置されている署もあるが、残念ながら湖西署には配置されていないので生活安全課の少年の係が窓口になる。 何かあれば相談していただければと思う。
	西部児童相談所 相談判定課長 (松永委員)	西部児童相談所は、政令市の浜松市を除いた菊川市以西の7市町を管轄している。 児童間の暴力や集団による嫌がらせ事案などを見ると、集団でいじめを行った場合には、不安が分散化して問題へのそれぞれの罪悪感が薄くなってしまったり、遊び仲間で行ったことはいじめではないと発言する親側の無理解などを事例の中で感じている。 SNSや児童間での暴力は、低年齢化しているという印象がある。
	静岡地方法務局 浜松支局 総務課長 (鈴木委員)	法務省の人権擁護機関では、こどもの人権問題への対応策として、毎年「こどもの人権SOSミニレター」の配布（全国の小中学校の児童生徒が対象）を実施している。（浜松協議会管内の小中学校には6月上旬から中旬にかけて発送） こどもたちの悩み事を的確に把握して、学校や関係機関と連携を図りながらいじめ問題の解決に当たることを目的としている。 相談内容の多くは、友人間の確執や思春期特有の悩みなど、大人への成長過程で生じる問題に触れることもあるが、その中で件数としてはわずかも、「いじめ」「虐待」「死」「自殺」といった表記を用いて相談を寄せてくるこどももいる。学校と可能な範囲で情報共有した上で、返事のおたよりを書き、こどもたちに寄り添った上で事案の解決を図っていきたいと考えている。事案の内容によっては、人権侵犯事件として取り上げて、学校に事情を話したり聞いたりして今後の対応をすることもするため、よろしく願いたい。

次第	発言者	発言要旨
		こどもの人権110番（無料の電話相談）を実施している。 学校におけるいじめ・体罰・暴言・不適切指導、家庭における虐待などへの対応のための相談を受けている。（平日8:30～17:15） 8月下旬から9月上旬は、いわゆる「9月1日問題」への対応として「全国一斉こどもの人権相談強化週間」として相談時間を19:00まで延長して土日でも対応しているので、こどものための救いの機関があることの周知と、悩み事があった場合には躊躇せずに電話を掛けていただければということを伝えていただきたい。
（事前質問事項に対する回答）		（質問事項回答票のとおり）
（全体を通して意見・感想）	鷺津小学校長 （黒柳委員） 学校教育課長 （石田委員）	いじめ問題が起こった時にどう対応しようかとすごく迷うことがあると思う。 こういう機会に関係機関の方の顔が見える関係が大事で、連携がスムーズになると思うので、このような機会は有難い。 性暴力も低年齢化しているということや、SNSの普及に関しても昔は高校生くらいから（スマホを）持ち始めていたので義務教育の方はあまり影響ないのかなと思っていたが、中学生が持ち始めてSNS上でのトラブルが出てきて、今度は小学校の方へ移っている状況や、保護者も実は知らない内に自分の子が被害を受けていたり被害を与えていたりすることもあるという現実もある。学校内でも十分やっているつもりでも、学校教育でやらなければならないことに加え、早期に家庭と連絡しながら、家庭でもやらなければならないこともある。その点は課題なのかな、ということを改めて確認できた。
7 その他	事務局	<その他、事務局から連絡> ○開催時期について ➤ 年1回の開催とし、年度のできるだけ早い時期（できれば7月まで市議会6月議会後くらい）の日程で調整したいと考えている。 ➤ 年に1回でも顔を合わせて情報共有することに意義があると思うので、日程調整にご協力をお願いしたい。
8 閉会	会長 こども未来部長 （木和田委員）	本日の意見交換・情報交換の内容を参考にしながら、いじめ問題に関する連携をお願いし、令和8年度湖西市いじめ問題対策連絡協議会を閉会した。